



# 全国司法書士法人連絡協議会(法人協)のこれから



一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会理事長 山田晃久

司法書士法人制度創設から13年、全国の司法書士法人数はこの1年で46増え、596となった。現在、少なく見積もっても2,000名を超える司法書士が司法書士法人に参画していると推定される。

一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会(通称「法人協」)は、従来、個人の資格として法律やルールが作られていた司法書士制度の法人に対する取扱いの不整合や、法人特有の問題などを検討、議論する場として、また、司法書士法人同士が交流、情報交換する場を提供することによって、司法書士法人制度の健全な発展に寄与することを目的として設立され、今年で発足から6年目を迎えた。

去る平成28年7月9日(土)、日司連ホールにおいて、法人協の「第3期定時総会」並びに、「第6回全国の司法書士法人の集い」が開催されたが、この「集い」には、日本司法書士会連合会常任理事加藤憲一氏、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長矢頭範之氏、同副理事長川口純一氏をはじめ、関係団体の皆様のご臨席を賜り、司法書士法人21、賛助会員10社を含む60名の参加があった。

今回の「集い」では、「後見をめぐる最近の状況と法人後見に期待すること」と題し、東京家庭裁判所家事第1部後見センターの現役判事でいらっしゃる日景聡判事にご講演を頂いた。ご講演の中でも特に印象的であったのは、①任意後見の利用率が増加傾向(前年比1割増)であること、②後見人による不正については専門職に限ってみても増加傾向(平成26年の不正事件22件、被害総額約5.6億円、平成27年の不正事件37件、被害総額約1.1億円)であること、③法人後見に対する今後の期待として、司法書

士法人は個人司法書士に比べ、複雑な事件に対し知力を集結することが可能であり、長期にわたり被後見人等と関わりを持つことも可能である、そして、法人内部で相互監視する機能が働き不正防止対策が築かれている、というお話であった。

司法書士が一翼を担う後見業務は、情報化社会の中で個人の権利意識の高まりを反映し、重要性を増す一方で、不正事件そのものは複雑化しており、司法書士としての責任の重さと、後見人自身を守る意味でも被後見人の財産管理の透明化を早急に考えなければならない。

この日景判事のご講演の中で、特に③については司法書士法人の構造的な強みであろうと思う。現に、②のような状況にあって、現在のところ司法書士法人による不正事件は発生していない。法人協では今年度、有識者の方々から知見を頂きながら、成年後見業務における司法書士法人の不正防止のためのガイドライン(自主ルール)を制定することを目的とした、新たなワーキングチームを立ち上げた。会員サービスのひとつとして、司法書士法人の強みに磨きをかける役割を、法人協が担っていきたいと思う。

法人協ではこれまでも、司法書士法人制度の法的課題やモデル定款等について検討してきており、昨年からはより深い議論ができるよう、ワーキングチームを作った。今後一層会員サービスを充実させることによって、会員増強に繋げつつ、ひいては司法書士制度の健全な発展に貢献していきたいと考えている。法人協は国民の権利擁護にさらに寄与できるよう、環境整備に取り組んでいく。ぜひ関係各位、また全国の司法書士法人の皆様の参画をお願いしたい。

(やまだ あきひさ)